

00774

5500



規則

鳥取縣規則第六號

昭和二年三月鳥取縣令第十四號鳥取縣會計規則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第六條中「其隣及當該市ニ屬スル現金 有價證券及物品ノ出納保管」の次に「其ノ他ノ會計事務」を加える。
第九十四條中左記を次のように改める。

- 一、豫定價格一件三万円ヲ超エサル物件ノ買入ヲナストキ
- 二、特殊ノ物件又ハ特別使用ノ目的アル物件ヲソノ生産者、製造者若クハソノ一手販賣店ヨリ直接ニ買入ヲナストキ

昭和二十三年二月三日
第一千八百七十九號

火曜日

本書、次キサハ國定規格A列5

- 三、配給統制又ハ價格統制アル物件ノ買入レヲナス場合ニ於テ競争入札ノ必要ナキトキ
- 四、物件ノ借入レヲナストキ
- 五、土地及建物ノ借入ヲナス場合ソノ目的條件カ競争ヲ許ササルトキ
- 六、豫定價格一件一千圓ヲ超エサル物件ヲ賣却スルトキ
- 七、農場、工場、學校、試驗場ソノ他之ニ準スルモノノ生産ニ係ル物品ヲ賣却スルトキ
- 八、縣ノ需要スル物品ノ製造修理、加工又ハ納入ニ使用セシムルタメ之ニ必要ナル物品ヲ賣却スルトキ
- 九、國又ハ縣ノ規定ニヨリ物件ノ賣却又ハ貸付ヲナストキ
- 十、土地又ハ林野ノ產物ヲ之ニ特別ノ緣故アル者ニ賣却スルトキ
- 十一、豫定貸貸料ノ年額又ハ總額カ五千圓ヲ超エサル

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十三年二月三日

三日 (昭和四年四月十五日) 九號 (第三種郵便物認可)

00775

- 物件ノ貸付ヲナストキ
- 十二、豫定價格カ三萬圓ヲ超エサル工事ノ請負ヲナサシムルトキ
- 十三、開拓地域内ニ於ケル土木工事ヲソノ入札者ノ共同請負ニナサシムルトキ
- 十四、土木工事(農林土木ヲ含ム)ヲソノ地元利害關係者ノ共同請負ニナサシムルトキ
- 十五、勞力ノ供給ヲ請負ハシムルトキ
- 十六、運送又ハ保管ヲナサシムルトキ
- 十七、官公署ト契約ヲナストキ
- 十八、現ニ契約履行中ノ製造又ハ物件ノ供給ニ關連スルモノニシテ之ヲ分割シテ他ノ者ニ履行セシムルコトヲ不利トスルトキ
- 十九、契約ノ性質又ハ目的カ競争ヲ許サザルトキ

告示

鳥取縣告示第三十六號

鳥取縣あん摩、はり、きゆう、柔道整復營業地方諮問委員

員會規程を次のように定め、公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣あん摩、はり、きゆう、柔道整復營業地方諮問委員會規程

第一條、本會は鳥取縣あん摩、はり、きゆう、柔道整復營業地方諮問委員會といひ、事務所を鳥取縣廳内におく。

第二條、本會は知事の諮問に應じて、次の重要事項を調査審議する。

- 一、學校若しくは養成施設の認定に關する事項
- 二、試験に關する事項
- 三、衛生上管をなさずる旨があるとき認めたる業に關する指示
- 四、通商の清潔維持又は規程に關する違反並に行為を善なりと認めたる時の處分
- 五、營業類似行為を業とするもの、業禁止の處分

00776

六、その他必要と認めたる事項

第三條 本會は會長一人、委員十二人で組織する。

第四條 會長は知事これを命ずる。

第五條 委員は次の區分によつて知事これを命ずる。

- 施術者 四 人
- 醫師 四 人
- 學識經驗のある者 四 人

第六條 會長及び委員の任期は二年とする。

但し昭和二十二年度に限り昭和二十五年三月三十一日までとする。

會長又は委員に缺員を生じたときに、あらたに命ぜられた會長又は委員の任期はそれ／＼その前任者の残任期間とする。

第七條 會長は會務を總理する。

會長に事故があるときは、委員會によつて選ばれた委員がその職務を代理する。

第八條 本會に幹事及び書記をおく。

幹事は會長の指揮を受け庶務を整理し、書記は上司の幹事は會長の指揮を受け庶務を整理し、書記は上司の

指揮を受け庶務に従事する。

鳥取縣告示第三十七號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く齒科醫師である保險醫を次のように指定した。

昭和二十三年二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所所在地	保險醫氏名	指定年月日
齒科	日野郡根雨町大字根雨	増原公子	昭和二十三年二月二日
同	八頭郡若櫻町大字若櫻一八〇	中路和雄	同
同	鳥取市吉方二七〇伊藤齒科醫院方	今田晴隆	同

鳥取縣告示第三十八號

裝飾師法第一條第三項及び第四項に當る次の者に對し裝飾師免許證を交付した。

昭和二十三年二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登錄番號	登錄年月日	本籍	氏名
第三〇號	昭二三、二、三	鳥取縣	家森善孝
第三一號	同	同	石井常民